

発熱等の症状がある方の受診方法について

(令和2年10月14日以降)

岐阜県では、令和2年10月14日より**発熱等の症状がある方の受診方法について**、「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談するのではなく、**まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談**していただく運用となりました。かかりつけ医を持たない場合や、**相談先に迷う場合等は、保健所に設置されている「受診・相談センター」**（岐阜市の場合：058-252-0393）へ相談してください。また、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスとの同時流行に備え、**発熱患者等に対し両方の診療と検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として**、岐阜県が指定しております。詳しくは岐阜県のホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html>)

当院は岐阜県より「診療・検査医療機関」の指定を受けております。対応時間は月曜日～金曜日の8:30～17:00（これ以外の時間は救急外来で対応となります）です。初診の方（他の医療機関等からの紹介状を持参された方などは除きます。）は、5500円を選定療養として自己負担して頂きます。**受診を希望される方は、マスク着用の上、病院玄関に設置する体温測定エリアに必ずお声がけください。**